

「環境の保全と創造に関する条例」の一部改正（自動車NOx・PM法対策地域内における自動車の運行規制）

（関連部分抜粋）

兵庫県条例第 号

環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例

環境の保全と創造に関する条例（平成7年兵庫県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第67条の次に次の3条を加える。

（特別対策地域における特定自動車の運行の禁止）

第67条の2 自動車を運転し、又は使用する者は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第6条第1項に規定する窒素酸化物対策地域及び同法第8条第1項に規定する粒子状物質対策地域（以下「窒素酸化物等対策地域」という。）内の場所を使用の本拠の位置として道路運送車両法第7条第1項の規定による新規登録、同法第12条第1項の規定による変更登録又は同法第13条第1項の規定による移転登録を受けることができない自動車（同法第40条第3号に規定する車両総重量が8,000キログラム以上である自動車であって自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令（平成4年政令第365号）第4条第3号及び第4号に掲げる自動車以外のもの並びに同条第3号に掲げる自動車に限り、特殊な構造を有し、かつ、特種の用途に供される自動車で、道路周辺における大気汚染の主要な原因とならないものとして規則で定めるものを除く。以下「特定自動車」という。）を、次に掲げる地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する工業専用地域及び港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第4項に規定する臨港地区である区域を除く。以下「特別対策地域」という。）内の道路（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号に規定する道路をいう。以下同じ。）（特定自動車の運行が特別対策地域の大気環境に及ぼす影響その他道路周辺の生活環境の状況及び特別対策地域における交通の状況を勘案して知事が定める道路を除く。次条において同じ。）において運行し、又は運行させてはならない。ただし、災害等の発生により特定自動車を運行し、又は運行させる必要がある場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

- (1) 神戸市灘区及び東灘区の区域
- (2) 尼崎市の区域
- (3) 西宮市の区域（規則で定める区域に限る。）
- (4) 芦屋市の区域
- (5) 伊丹市の区域

（特定自動車を使用する者に対する措置命令）

第67条の3 知事は、特定自動車を使用する者の事業の状況等から、特定自動車特別対策地域内の道路において運行されるおそれがあると認めるときは、当該者に対し、特定自動車の運行の適正な管理、特定自動車を運転する者に対する指導その他前条の規定の遵守を確保するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(荷主等に対する勧告)

第67条の4 知事は、反復し、又は継続して貨物又は旅客の運送等を委託する者で、当該委託を受ける者が使用する自動車の運行に相当程度関与すると認められるもの(以下「荷主等」という。)に対し、当該委託に係る契約の内容の見直し、当該委託を受ける者に対する指導その他当該者による第67条の2の規定の遵守が確保されるよう適切な措置を講ずべきことを勧告することができる。

第68条の見出しを「(特定事業者の義務)」に改め、同条第1項中「自動車の運行に伴って発生し、大気中に排出される窒素酸化物(以下「自動車排出窒素酸化物」という。)の総量を削減する必要がある地域として規則で定める地域」を「窒素酸化物等対策地域」に、「に係る自動車排出窒素酸化物」を「の運行に伴って発生し、大気中に排出される窒素酸化物及び粒子状物質」に改め、同条第2項中「自動車排出窒素酸化物」を「前項の窒素酸化物及び粒子状物質」に改める。

第72条第2項中「(昭和35年法律第105号)」を削る。

第100条第2項第6号中「(昭和43年法律第100号)」を削る。

第101条第2項第3号中「(昭和25年法律第218号)」を削る。

第150条第2項中「知事は」の右に「、第67条の4第2項」を加える。

第151条第2項中「又はそのおそれのある者」を「若しくはそのおそれのある者、特定自動車を運転し、若しくは使用する者又は荷主等」に改め、「処理の方法」の右に「、特定自動車の運行の状況」を加える。

第152条第1項中「又は飛散させる者」を「若しくは飛散させる者、特定自動車を運転し、若しくは使用する者又は荷主等」に改め、「帳簿書類」の右に「、自動車検査証」を、「処理する施設」の右に「、自動車」を、「検査させ」の右に「、又は関係者に質問をさせ」を加える。

第163条第2号中「第40条第2項」の右に「、第67条の2」を加え、同条第4号中「又は第61条第4項」を「、第61条第4項」に改め、「含む。）」の右に「又は第67条の3」を加える。

第164条第4号中「又は第3項」を削り、「又は忌避し」を「若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 第152条第3項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の環境の保全と創造に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第67条の2に規定する特定自動車で、初度登録日(自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第5条の規定により自動車登録ファイルへの登録を受けた日をいう。以下同じ。)がこの条例の施行の日前であるものについては、自動車の種別及び初度登録日について規則で定める区分に応じ規則で定める期間が経過するまでの間は、改正後の条例第67条の2の規定は、適用しない。

(検討)

- 3 知事は、平成20年度を目途として、改正後の環境の保全と創造に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第67条の2に規定する特別対策地域及び周辺地域における自動車の運行の状況、大気汚染の状況等を勘案し、改正後の条例の規定による自動車の運行に係る規制の内容について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(兵庫県税条例の一部改正)

- 4 兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)の一部を次のように改正する。

附則第24条第4項中「、第9項及び第10項」を「及び第9項から第11項まで」に改め、同条第10項中「又は第8項」を「、第8項又は第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「第6項」の右に「、第8項」を加え、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

- 9 道路運送車両法第41条の規定により平成10年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車その他の同条の規定に基づく排出ガス保安基準に適合する自動車で政令附則第16条の2の6第2項に規定するもの(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量が8,000キログラム以上である自動車であって、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成4年政令第365号)第4条第3号及び第4号に掲げる自動車以外のもの並びに同条第3号に掲げる自動車に限る。以下この項において「特定基準適合車」という。)の取得(第3項、第4項、第6項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)第67条の2に規定する特定自動車(環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例(平成15年兵庫県条例第 号。以下この項において「平成15年改正条例」という。)の公布の日において現に県内(同条に規定する窒素酸化物等対策地域を除く。以下この項において同じ。)に主たる定置場を置いて当該特定自動車を現に使用する者が、当該特定自動車を引き続き県内に主たる定置場を置いて使用する場合における当該特定自動車に限る。)につき規則で定める日前(規則で定める期間内に限る。)に道路運送車両法第15条第1項の申請に基づく抹消登録を受けた者が、当該抹消登録に係る特定自動車に代わるものとして特定基準適合車を取得した場合(抹消登録に係る特定自動車に係る自動車の種別(平成15年改正条例附則第2項に規定する自動車の種別をいう。以下この項において同じ。)と当該特定自動車に代わるものとして取得した特定基準適合車に係る自動車の種別が同じものである場合に限る。)には、当該取得が次の各号の期間内に行われたときに限り、第157条の4及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率から、当該各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ控除した率とする。

(1) 平成16年1月1日から平成17年3月31日まで 100分の1.9

(2) 平成17年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の1.5

(3) 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の1.2

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

5 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例 (平成11年兵庫県条例第53号) の一部を次のように改正する。

本則の表82の部(18)の項ウ中「事務」の右に「 (条例第67条の2に規定する特定自動車を運転し、又は使用する者及び条例第67条の4第1項に規定する荷主等に係るものを除く。オにおいて同じ。) 」を加える。